

平成16年6月定例会会議録

1 日時

平成16年6月24日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時40分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 村瀬 光一
委員長職務代理者 數野 美つ子
委員 砂田 清子
委員 高木 恒雄
教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 安達 美代子
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
施設課長 木村 和弘
学務課長 小湊 裕一
指導課長 杉川 正
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫
市民文化創造館長 南部 擁司
青少年センター所長 興津 功
財務課長補佐 伊藤 貞夫

5 議案等

報告第 4 号 平成 1 6 年度教科用図書船橋採択地区協議会規約について

議案第 2 7 号 平成 1 7 年度船橋市立船橋高等学校第 1 学年入学者選抜要項について

報告事項 1 平成 1 6 年第 2 回船橋市議会定例会について

- 2 船橋市教育委員会教育施策「ふなばしの教育」リーフレットについて
- 3 船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
- 4 西安市青少年友好代表団受入について
- 5 平成 1 6 年度ホテル自由観賞会について
- 6 市民文化創造館「きららふあんカード」について
- 7 「下総三山の七年祭り」、「船橋・羽田間彩色浦絵図」展について
- 8 船橋市青少年補導委員の委嘱について

6 議事の内容

【委員長】

開会宣言 午後 2 時

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議 6 月定例会を開会いたします。

それでは、前回の教育委員会会議 5 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、前回の会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、報告第 4 号「平成 1 6 年度教科用図書船橋採択地区協議会規約について」は、教科書採択に関する案件ですので審議は非公開としたいと思います。その件に関しまして事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

教科書採択の関係につきましては、文部科学省から、公正な、また適正な採択がなされるよう対応することと指導されております。

したがって、事務局といたしましては、当該案件に関して静ひつな環境を確保するため、採択業務が完了する 8 月 3 1 日まではすべて非公開として事務処理をしているとこ

ろでございます。

以上でございます。

【委 員 長】

それでは、報告第4号は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。報告第4号は非公開といたします。

それでは議事に入ります。

初めに、報告第4号「平成16年度教科用図書船橋採択地区協議会規約について」報告していただきますので、関係職員以外の方は退席をお願いいたします。

(職員退場)

【委 員 長】

それでは、報告第4号「平成16年度教科用図書船橋採択地区協議会規約について」指導課、報告をお願いします。

報告第4号「平成16年度教科用図書船橋採択地区協議会規約について」指導課長から報告された。

【委 員 長】

それでは、職員を入場させてください。

(職員入場)

【委 員 長】

続きまして、議案第27号「平成17年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」学務課、ご説明をお願いします。

【学 務 課 長】

それでは、議案第27号につきまして説明をさせていただきます。

平成17年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の決定につきましては、船橋市立高等学校管理規則第24条及び船橋市教育委員会規則第3条第14号の規定によりまして、教育委員会において議決を得る必要がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、この選抜要項の内容につきましては、千葉県教育委員会指導課へ報告する内容でありますことを申し添えます。

県の公立高等学校の実施要項に綴じ込むということを伺っております。

まず、昨年度との変更点でございますが、大きく2点ございます。細かい点、期日ですとか県の要項とか要望、用語、表現、項目の順序等は除きます。まず1点目、資料がございます要項の1ページでございます。

「第2出願」の3でございますが、学区外より受検する場合の特例を、従来の教育長承認と校長承認の2通りであったものから、校長承認に一本化した点でございます。これは、千葉県教育委員会が、平成17年度から従来の教育長承認の権限をすべて校長に委任することを定めたため、本市においても検討、協議しました結果、以下3点の理由で同様な結論に達したものでございます。

1つ目、従来の教育長承認は、校長に比べ手続きが煩雑でありまして、受検生、保護者に対する負担も大きく、これを軽減し、受検生が検査に専念できる環境を整えるため。

2つ目、市立高校の入学者選抜は千葉県公立高等学校の立場で、いわゆる「千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき実施されますので、本市のみが教育長承認を独自に実施した場合には、承認申請ですとか願書等の出願手続、入学者選抜の日程等で不都合を生じるため。

3つ目、従来の教育長の承認権限を校長に委任しても承認自体の適正は十分保たれ、運用上の問題はないと考えられるため。

以上3点の理由で、「船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱」の一部を、県と同様に改正を行おうとするものでございます。

この要綱に関しましては、お手元の資料の11ページに該当します。

昨年度までは11条までございましたが、先ほど申し上げましたとおり、内容が簡易になるということでございます。

2点目でございます。要項の2ページに戻っていただきます。

下の方でございます「3検査の内容」、3ページの(3)体育科適性検査のIのBに、「立ち幅跳び」という言葉がございます。昨年度は「立ち三段跳び」ということでしたが、それを改めようとするものでございます。

昨年度の立ち三段跳びですと、検査実施状況の中で生徒がアキレス腱等を痛めるなどの危険性が考えられることと、生徒が真剣に取り組んでいるという状況から検査官が危険性

が感じられるということで、生徒の安全を重視しつつ跳躍面の運動適性を把握できる検査として、このたびの立ち幅跳びを採用したいという考えです。

具体的な昨年度との変更点は以上でございますが、昨年度から導入されました「特色ある入学者選抜」は、昨年度までに要件や検査内容の見直しを積極的に行いまして、ようやく整理されてきた段階であります。

それでは、要項に沿いまして説明を続けさせていただきます。

1 ページに戻りますが、「第1 募集定員」、「第2 出願」は、船橋市立高等学校管理規則及び教育委員会規則等によって定められた内容でございます。このうち、先ほどもご説明しましたとおり、「第2 出願」の3により、今年度から、学区外からの特例出願は校長承認一本とさせていただきたいということでございます。

続きまして、第3 「特色ある入学者選抜」であります。選抜枠は、普通科、商業科、体育科の3科ございまして、いずれも上限はその50%でございます。

過去2年間、意欲ある生徒が多数応募いたしまして、倍率も昨年度、普通科2.42、商業科2.15、体育科1.35倍と、それぞれ今年度も同様に高い倍率が予想されます。さらに、特色ある選抜の受検生は、学力検査の受検生に比べ非常に評定値の平均が高く、目的意識の高い優秀な生徒が確保できるなどの理由からでございます。

次に、2 ページの2 でございます。志願者の資格及び志願要件等でございますが、各科の特色を明示するものとして設定しております。

それぞれについて申し上げます。

普通科は、種々の特色を持つ生徒の入学を意図して、全般的学習能力、英語能力及び運動能力のみならず、文科系の部活動や生徒会活動等の活性化を推進する人材の確保を目指しました。また、多様な特色を持つ生徒像に対応できる要件にしてほしいとの、中学校側の要望にこたえるためにも、複数の要件といたしました。

商業科、体育科につきましては、専門学科としての特色を具体的に示し、学習や進路等にも積極的に取り組む人材を確保したいとの意思を示したものであります。

同じく2 ページ3 の3、一番下にあります、検査の内容に移ります。

普通科、商業科の「自己表現」検査の採用理由は、決められた時間内にあらかじめ申告したテーマに従って、口頭や実技等により発表させることによって受検生の個性や積極性をあらわすことが要求され、個々の意欲・態度・資質等を把握することができるからです。

商業科で自己表現と面接検査を併用しますのは、専門教育であることから、検定取得等での積極的対応の必要性や、入学後に安易に進路変更ができない点等も含め、商業科で学ぶ目的意識を複数検査で確認したいという理由からでございます。

3 ページに移ります。

体育科で適性検査を採用しますのは、体育特性を十分に把握する目的でございます。検査Ⅰでは、全受検生の走、跳、投の基礎的運動特性を判断するためでございます。検査Ⅱは、個々の得意とする種目の競技力等を把握するためのものです。

なお、人物的な要素は、調査書、志願理由書や検査当日の態度等から判断いたします。

3ページの「4検査の期日」から「8その他」まではごらんのとおりでございます。

続きまして、4ページに移らせていただきます。

「第4海外帰国子女の特別入学者選抜」これにつきましては、普通科を対象に、志願資格を有する受検生が応募した場合のみ実施いたします。

3の「検査内容」は、自己表現を行います。これは、特色ある入学者選抜と同日に実施することもありまして、普通科の検査内容と同一で、受検生個々の意欲・態度・資質等を十分に把握しようとするものでございます。

以下の4から8まではごらんのとおりでございます。

なお、海外帰国子女の昨年度の応募者及び過去に実績はございません。

5ページの「第5中国等引揚者子女の特別入学者選抜」でございます。

全科を対象に、引き揚げ資格を有する受検生が応募した場合のみ実施いたします。

3の「検査の内容」でございますが、面接、作文でございまして、受検生個々の意欲・態度・資質、日本語能力等を慎重に把握するため複数検査で行い、受検生を十分に理解しようとするものでございます。

これも、平成12年に1名応募があったのみで、今のところの実績はございません。

6ページに移ります。

「第6学力検査等による入学者選抜」でございますが、6ページの1から7ページの5までは、ごらんのとおりでございます。

学校独自の設定となりますのは、7ページの中ほどでございますが、6の(2)でございます。第2日の検査内容は、普通科、商業科は面接でございます。これは、集団面接形式で受検生を比較しながら、個々の意欲・態度・資質を把握しようとするものでございます。

体育科は適性検査で、特色ある入学者選抜と同様、個々の運動特性を十分に把握してまいりたいと思っております。

また、8ページ中ほどの二にございますK1、K2の値ですが、昨年度同様、3科とも各1としております。これは、中学校の学習結果と学力検査との結果を偏りなく全般的に評価し、総合的に選抜判定を行おうとするものでございます。

9ページに移ります。4行目、三でございますが、体育科に過年度生徒が受検した場合は、2日目の検査終了後、面接を行いまして、生徒の状況を十分に把握したいというものであります。

最後、9ページになりますが、9でございます。第二次募集等ですが、入学許可候補者が募集定員に満たない場合に実施される予定でございます。過去の入学者選抜で実施されたことはございません。

以上、選抜要項についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【委員 長】

ただいま学務課長から入学者選抜要項のご説明、また変更のあった箇所のご説明をいただきましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委 員】

一番最初のところで、第2出願の項目2、「県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。また、併願した場合は、入学を取り消すものとする」とありますが、これはどういうことでしょうか。

【学 務 課 長】

入学者の定数を確保しようということで、併願はできないということではないかと思えます。

【委 員 長】

ほかに何かございますか。

【委 員】

1 ページの特色ある入学者選抜では、普通科は2.4 2倍、商業科も2.1 5倍という非常にたくさんの生徒さんが受けてくださるのですけれども、「自己表現」の内容についてももう少し具体的に、所要時間や昨年度の例などをお話いただけますでしょうか。

【学 務 課 長】

自己表現検査ですが、所要時間は1人5分程度でございます。あらかじめ申告したテーマに沿って、生徒が口頭もしくは実技等で発表いたしまして、検査官を3名置きまして、公平に評価をするということでございます。

【委 員】

それは集団ではなく、個別検査ですね。

【学 務 課 長】

はい、そうです。

【委 員】

商業科の「自己表現及び面接」の、面接をここに付ける理由についてお聞かせ願いますでしょうか。

【学 務 課 長】

専門学科としての特色を具体的に示すということで、いわゆる自己表現と面接検査を、専門教育という点から、それから検定取得等がございますので、そういった点からもさらに、入学後、安易に進路変更できないという点も含めて、商業科で学ぶ目的意識を複数検査で確認したいということがございます。

【 委 員 】

普通科が自己表現というのは、やはり面接でやるわけですね。その下の商業科は、自己表現及び面接というのは、また違う意味の面接なのですか。

【学 務 課 長】

面接といいますのは、いわゆる面接官が質問をしてそれに答えるというやりとりがあるんですが、自己表現は、受検する子どもたちが自分で、与えられた時間やテーマの中から表現するものです。

【 委 員 】

わかりました。

【 委 員 】

学力検査の方には、「人物に優れ」というのが入ってないんですけれども、特色ある入学者選抜には全部「人物に優れ」というのが入っています。人物に優れということはどういうところで見分けるんでしょうか。

【学 務 課 長】

私の手元に、細かい、確認するようなものはございませんが、いずれも1人での評価ではなく、公平を期するために3名で対応しております。これから高等学校で3年間勉強、生活していく上で大丈夫かといった点や、もちろん本来の人柄も含めて「人物に優れ」ということであると考えます。それ以上細かいことは現段階で申し上げられないので、後ほどお知らせします。

【教 育 長】

「人物に優れ」とは、何が基準で優れているか優れていないかということですが、先程委員がおっしゃったように見分けるのが難しい面もございます。

このことが出てきました背景には、高校中退者の問題があったと思います。高校生活が3年間続けられるかどうか、本当にこの高等学校に入りたくて来たのか、というようなことを判定する必要があるということで、中学校時代の勉強の仕方や出欠席の状況などを把

握する必要が出てまいりました。それが言葉として「人物に優れ」ということにつながったのだと思います。最近では、生徒1人1人の個性を見ようというような方向に少し変わってきているんですけれども。そのようなことをご理解いただきたいと思います。

【委員長】

ほかにございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、採決いたします。

議案第27号「平成17年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」
ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第27号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項につきまして総務課、ご説明をお願いします。

【総務課長】

報告事項につきましては、お手元に資料を用意してございます。(1)から(4)の報告事項につきましては、各所管から報告をさせていただきます。

なお、(5)から(8)の報告事項につきましては資料のとおりでございますので、報告は省略させていただきます。何かご質問、ご意見等がございましたら、(4)の報告後、受けさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、「平成16年第2回船橋市議会定例会の報告について」管理部、ご説明をお願いします。

【管理部長】

それでは私の方から、平成16年第2回定例市議会の概要についてご報告をさせていただきます。

できます。

本議会は、6月2日から6月22日までの21日間で行われました。

6月2日の初日でございますが、市長から議案として7件、報告が5件提出され、議案に対する提案理由の説明がございました。

なお、教育委員会関係の議案はございませんでした。

3日、4日の勉強会の後、8日に議案質疑がありましたが、2名の議員が質問を終えたところで議会運営委員会が開かれ、議会運営委員長がなかなか決まらず、当初予定していた法人の経営状況報告書に関連した質疑が、9日の一般質問が終了した後に延期になりました。

この法人につきましては12団体ございますが、財団法人船橋市文化・スポーツ公社が教育委員会の管轄下にあることから、質疑では、財団法人文化・スポーツ公社関連でも質問がございまして、その内容は、包括外部監査での指摘事項の改善についてということで8点ほどございました。

1点は契約について、それから採択の事前承認について、財産台帳について、備品管理について、補助金交付額の算定について、自主事業から生じた余剰金の返還について、修繕費の負担関係について、市施設利用料の会計処理について、がございました。

一般質問でございますが、9日から、土曜・日曜を除く15日までの5日間で行われました。

まず管理部関係でございますが、今回の議会は、教育委員会が発行いたしました「ふなばしの教育」についての関連質問が大変多ございました。

これにつきましては、教育長から、船橋の教育のすぐれている点、やや遅れている点を精査するため、市民の代表を含む「船橋市立学校等将来計画検討協議会」を設置し、「21世紀における船橋市立学校等のあり方」について諮問をし、答申を得たこと。答申の内容は、市民の教育に対する思いを代弁したものと受けとめ、最大限尊重し、教育委員会にて1年有余の協議を経て、船橋の教育行政の短期・中期・長期の教育施策を策定したこと。また、教育施策というものは、今日策定して明日結果が出るというものではなく、子どもたちや市民の皆さんに「夢と希望」を与えるという性格のものであり、将来にわたって継続的であり、一貫性のあることが大切であること。これらのことから、「ふなばしの教育」は今後の船橋の教育に関する姿勢を示したものであり、その実現に向けて地道に取り組んでいく覚悟であること等の答弁がございました。

そのほか、教室開放時の責任の問題について、学校施設の活用について、八栄小学校増築計画と少人数授業にかかる教室不足対策について、マンション規制条例の制定について、学校図書予算の配分方法について、特別支援教育のうち介助員募集及び雇用契約について、小・中・高更衣室の実態と課題解決の取り組みについてがございました。

学校教育部関係では、市立船橋高校の中高一貫教育について、学校図書館司書の配置及び活用推進方法について、すぐれた教職員像及びその具体的育成について、研修の充実に

について、指導力不足教員を生み出す原因とその改善策について、不適切教員の他部署への異動について、平成15年度教育研究論文受賞者の教育長賞について、船橋市総合防災訓練及びクリーン船橋530等の対応について、地域に開かれた信頼される学校にするための具体策について、引きこもり問題について、教育の場でのドメスティックバイオレンス防止の取り組みについて、ジェンダーフリーについて、子どもの安全、地域防犯について、若年労働者支援のうちキャリア教育について、メディアリテラシーのうち学校教育の面からについて、不登校児童・生徒への支援のうち通学証明書について、特別支援教育関連で7点ほどございました。

子育て支援関連で、私立幼稚園関係業務と指導について、県立高校統廃合について、学校図書について。以上でございます。

生涯学習部関係では、先ほどありました包括外部監査報告で指摘されている問題について、平和図書関連について、祝日開館実施による5月の連休中の利用状況とその反響について、船橋総合防災訓練及びクリーン船橋530等の対応のうち、当日の学校体育施設の開放について、スポーツイベントの冠大会の扱いについて、図書館の5館構想における現時点での考え方について、公民館の職員体制の変更について、ひまわり110番のその後の取り組みについて、飯網高原用地について、メディアリテラシーのうち社会教育の面からの取り組みについて、介護予防のうち高齢者のスポーツ活動の現状について、子育て期の親への教育について、文化芸術の振興について、グラスポ関連で芝生の管理、ミニ図書室の設置について。以上でございます。

17日は、文教委員会が開かれました。案件は、日本共産党議員団を中心とした会派から、船橋市少年自然の家条例及び船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例について、議員発議として提出されたもの1件のみでございます。

発議案の概要でございますが、義務教育課程での来館児童については、入場料を無料にすべく条例を改正しようとするものでございます。

このことにつきましては種々背景がございまして、平成10年3月議会において市長から無料化の提案をいたしました。保守系会派の賛同が得られず否決された経緯があり、また今年の3月議会で共産党議員から、条例を変更せず、市長の裁量にて無料化が可能ではないかとの質問に対しまして市長は、無料化すべく提案したが、議会が否決したことから、今の段階ではその考えはないと答弁したところでございます。

質疑応答の後採決に入ったところ、賛成少数により否決となり、最終日の本会議でも否決となりました。

最終22日は、議案等の採決をすべて終了いたしました。共産党議員団を中心としたメンバー16名一提出者1名、賛成者15名でございますけれども一から追加発議案として、緑台中央公園、緑台西公園の清掃業務委託に関する調査についてが提出され、質疑応答の後採決に入ったところ、賛成多数で可決となり、地方自治法第100条第1項に基づく調査特別委員会、いわゆる100条委員会が設置されることとなり、14名の議員が構

成員として指名され、今定例議会は解散となりました。

なお、本議会初日、早川文雄議長から小石洋議長へ交代されましたことを申し添えます。
以上で報告を終わります。

【 委 員 】

「ふなばしの教育」に対する議員の関心は高いようですね。その辺のところの感触というのはいかがでございますか。

【総 務 課 長】

議会の前に各会派の代表者に「ふなばしの教育」を配らせていただきました。議会開会までは問合せ等はございませんでした。また「広報ふなばし」にも載せましたけれども、この件で市民からの問合せはございませんでした。

ご質問の内容については、今、管理部長から報告させていただきましたけれども、各事業についてのご質問が多かったわけです。私どもの基本方針の「ふなばしの教育」を発行することについては、非常に皆さんよく理解していただいたものと思っています。

【委 員 長】

ほかに何かございますか。

【教 育 長】

先程、管理部長からも答えてもらいましたけれども、反応はどうかということですから、少しお話いたします。「ふなばしの教育」も含めてのことでしょうが、教育委員会の答弁は美辞麗句が多いと言われました。教育というのは美辞麗句を並べているわけではなくて、将来にわたっての事業が多いので、夢や希望を持たせなくてはいけないと考えています。また、教育というものは今日やったから明日結果が出るというものではありませんから、10年、20年、100年先の理想を書くとかやっぱり美辞麗句になるんです、というようなことの説明をさせていただきました。むしろこれから、あそこに書いてあった施策はどうなっているのか、といった指摘が続くものと思っています。

【委 員 長】

ほかに何かございませんか。

【 委 員 】

本日いただきました「ふなばしの教育」のリーフレットを見ましても、当たり前のことを当たり前に書いていると思います。これから進むべき目標を表現しているわけですがけれども、この後が私は大切だと思うのです。今、教育長がおっしゃったように、これからは

1つ1つの事業に対して皆さんの反応も活発に出てくるだろうし、希望も出てくるであろうというお話ですが、まさにそのとおりであろうと思います。

ならば、こちら側としては、この次はこの1つ1つについて実行に移していくことを情報開示して市民の皆さんに検証していただき、さらに次につなげていくという工夫が必要だと思えます。

その意味でも、私はぜひ自前の広報紙が必要だと思うわけです。9つの目標をここに提示した限りは、このことについて折々に説明をしていく責務がありますから、その説明をする道具を持つということはぜひ実現したいなというふうに思いました。

【 委 員 】

今、話題に出ましたので、このリーフレットを見て私が真っ先に思ったことは、「ふなばしの教育」では、心豊かにたくましく生きる子どもの育成をすることが第一であって、これを実現するために基本目標の3項目があって、あとの2つは続くわけですが、むしろ1と3を入れかえる方が、意気込みとしては強く伝わって来ると思いました。

確かに、子どもの教育も生涯教育も生涯学習の中に入るのかもしれませんが、まず心豊かにたくましく生きる子どもの育成をするのではないかと。そのためにはこういうことが付随してくるというふうに私は考えるのですけれども、いかがでしょうか。

【委 員 長】

報告の2に関連したご発言が出てきていますので、総務課、説明をお願いします。

【総 務 課 長】

お手元に「ふなばしの教育」のリーフレットを配布させていただいております。これは、「ふなばしの教育」を分かりやすくご理解いただけるようにということで、作らせていただきました。

今、1と3を入れかえてというお話をいただきましたが、これはあくまでも私どもの「ふなばしの教育」をそのままリーフレットにして啓発しようということでございます。「ふなばしの教育」の骨組みどおりでございますので、これでやらせていただきたいと思っております。

【 委 員 】

9つの目標の1、2、3の順番どおりということですよ。

【総 務 課 長】

はい、そのとおりでございます。「ふなばしの教育」を私どもが提案いたしました時に、原案どおりご承認をいただいたものですから、リーフレットもそのような骨組みになって

おります。

【委員 長】

この「ふなばしの教育」のリーフレットについて、説明のご報告はもうよろしいですね。

【総務課 長】

はい。

【委員 長】

引き続き「ふなばしの教育」を進めたいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。

【委 員】

このリーフレットが各家庭に配られたとしても、これを見て、何だということになるだろうと思うのですが、今までこういうことさえも市民に知らせてなかったということであれば、必要だろうと思います。

ただ、先ほど委員も発言していましたように、この教育施策1つ1つの解説なり、アピールなりというものは今後必要になってくると思いますが、この次の段階ということについてはお考えがあるのでしょうか。

【総務課 長】

今、委員がおっしゃっていただいたように、今までこういったものは出したことがございませんでした。初めて出すわけでございます。

次の段階ということですが、委員会でもご提案いただいていますように、教育広報紙の発行ですとか、また「広報ふなばし」での教育委員会特集は現在、年3回ですが、それを増やすとか、これからまたご相談しながら努力していきたいと考えております。

【委 員】

このリーフレットは船橋全世帯に配られるのですか。

【総務課 長】

全世帯ではなくて、町会単位で回覧をしていただくということでございます。現在1万7,000部の印刷を考えております。それと、各学校の先生方、学校事務の職員の方々、あと公民館にも配布を予定しております。

【委員長】

ほかに何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員】

最後は広報紙を、いずれそうなるといいなと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

続きまして、「船橋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について」学務課、ご説明をお願いします。

【学務課長】

資料をご覧ください。規則の一部改正でございます。

これは国の補助金でございますが、その限度額としての金額の通知が参りましたので、それによって一部改正をしたものでございます。

適用は平成16年4月1日ですが、施行が5月25日となりましたので、今回報告をさせていただきますことになりました。

改正点は、傍線を引いてある部分でございます。左側16年度。第2子と第3子が増額になっております。第1子はそのままです。

次のページに移りまして、第2号様式ということで、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律の関連から、見直しの依頼をいただきました。補助金を配るに当たって性別は不要ですので、補助金に関する書類の様式の性別を削除したという2点でございます。

以上、ご報告申し上げます。

【委員長】

何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、「西安市青少年友好代表団受入について」指導課、ご報告を願います。

【指 導 課 長】

西安市青少年友好代表団の受入についてご説明いたします。

この事業は、国際理解教育の一環として平成7年に始まりました。その年に西安市から船橋市に来船し、平成9年には船橋市から西安市へ訪問しました。

その後も交互に訪問し、平成15年、昨年は西安市から来船することになっておりましたが、SARSのため、今年に延期されました。

期間は7月12日から7月17日までの約1週間で、3つの学校の生徒と関係者、総勢44名で来船されます。

日程につきましては、資料をごらんください。

13日は、市長への表敬訪問と現代産業科学館やアンデルセン公園を視察し、夜は歓迎会を行います。

14日は、分散して5つの学校を訪問します。夕方には、平成13年に西安市に派遣された当時中学1年生、現在高校1年生ですが、その中で家庭訪問を引き受けていただいたご家庭を訪問します。15日はディズニーランドを視察し、夕方、歓送会を行います。

【 委 員 】

ホームビジットの家庭の選定というのはもう行われていると思うのですが、これはどういう形で集められたんですか。

【指 導 課 長】

13年度に西安市へ行きました生徒達の全家庭に、訪問依頼の通知を出しました。その中で受け入れてくれるところは連絡をいただきました。

【 委 員 】

この通訳の12名というのはボランティアですか。

【指 導 課 長】

12名全員が通訳ではありません。通訳は1名で、あとは西安市の教育関係者や教員です。

【委 員 長】

ほかに何かございますか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

報告事項（５）から（８）までについては、ごらんになっていただきまして、何かございましたらお願いしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

本日、予定していました議案等の審議は終了いたしました。各委員より何かございますでしょうか。

【 委 員 】

先日、非常に悲しい事件が九州の小学校で起こったのですけれども、船橋でもしあのような事件が起こったときの危機管理体制というのはどうなっておりますか。

【指 導 課 長】

長崎県の事件に対して、教育委員会の対応についてご説明いたします。

６月１日に事件が起こりまして、翌２日に児童・生徒の安全確保ということで、緊急な対応としてナイフ等の携帯及び校内への持ち込み禁止と学習目的の場合の使用方法和管理、そして保護者への協力依頼をファックスにて学校へ通知いたしました。

続いて、７日付で児童殺傷事件にかかわる適切な対応について文部科学省から示された３点、①命の大切さや善悪の区別等を深く認識させる指導の徹底、②子ども１人１人の状況を把握し、相談しやすい環境づくり、③学校と家庭・地域との連携を深め再発防止に努めること、を通知するとともに、指導課から具体的な取り組みの事例を示しました。

具体的な取り組みの事例として、①どこにでも起こる可能性があるという危機意識を持つことが大切である。②今後、命を大切にする教育や児童・生徒が安心して活動できる環境づくりを推進していく取り組みが重要である。③定期的な教育相談、子どもの表情や行動変化を見逃さず、その都度教育相談ができる体制、④あいさつや問いかけをする、こういう具体的な内容を盛り込んだ資料を配りました。

そして、９日に青少年センター主催の中学校補導委員連絡会がありましたので、その際中学校生徒指導担当者に、それまでの措置についての趣旨の説明と指導の徹底をお願いしました。

そして今週の月曜日、２１日に校長会議がありましたので、そのときにもこの事件にかかわる学校の指導の徹底を再度お願いいたしました。

今後、学校訪問や要請訪問、また、中学校には学校主催の各地区の連絡会がありますので、そのときに指導の徹底をお願いしていきます。

【 委 員 】

本当にだんだん犯罪の低年齢化が顕著になり、パソコンやゲームなどでバーチャル的に、殺してもすぐ生き返ってくるという遊びの中で、人の命というものが、なかなか子どもたちの実感としてとらえられないのではないかと思います。そういう命の大切さという教育も、これから本当に大切になってくるのではないかと思います。

【 委 員 】

この件に関しましては、もうあふれるほどの分析が、新聞だとかテレビでもされているのです。けれども私は、違う視点で、教育に携わる人は猛省をしなければならぬと思うのです。

学校という空間。学校の先生たちとお会いして一番感じるのは、組織としての一員、組織としての意味ということが非常に希薄で、それが教育に携わる人の特徴であって、良さもあるんですけども、こういう現代において、学校という空間を組織としてどういうふうに守っていくかという視点を私は本当に求めていきたいと思っています。

非常に貧しい経験ですけども、私が勤務してきた流通という場所は、不特定多数の方々が毎日、何万人も出入りするのです。企業が何をしているか。一番ものすごく研修をしてみんなが実践しているのは、あの空間の安全管理なのですね。それは安全管理部の人だけではなくて、職員1人1人がそれぞれ明確な目的を持って、自分が所属する組織の中で、簡単にいえば、人が死ぬようなことは絶対起きてはならない、起こしてはならない、起こしたら失格だというぐらいの形で、安全管理ということに対してものすごく日々努力しているのです。

ですから今回の場合も、加害者が、今の子どもたちが命に対して余り鮮烈な思いがないとかいろいろなことを言われて、それはそのとおりですけども、学校という空間を安全な場所にするためにはどういうふうにしていけばよいかということ、もっと違った視点で学ばなくちゃいけないし、実践の道を見つけなければならぬのではないかと思います。

教育研修を総合教育センターでいろいろやっていて、多彩な教育プログラムをやっておりますけれども、そういう視点でのプログラムも必要なのではないかと、私は今回のことで思いました。自分が預かる空間の中で、自分と大切なお客様である命、財産である命を失うようなことがあったということは、ものすごく重たいことなのです。たった1例ではありますけれども、将来のことを考えれば、今まで要求されているのと違った視点で入り込んでいかなければいけないのではないかと、私は思いました。

【 委 員 】

このことにつきまして、いろいろな面で、予防もそうでしょうし、何らかのシステムもこれから必要なのでしょうけれども、これが絶対起こらないという保障がないのです。起

こったときに、船橋の教育委員会としてどんな危機管理体制をとっているのか。今とれるのかということ。それをお聞きしたいのですけれども。

学校に任せてあるのか、あるいは、教育委員会として教育長を先頭にしてすぐ委員会なり何か立ち上がって、そこですぐ委員会としてのアフターケアができる、そういうようなシステムがもうでき上がっているのかどうか。それをお聞きしたいのですけれども。

【教 育 次 長】

委員のご発言に対して1つずつご説明申し上げたいと思います。

まず、民間企業の場合、事故が起きたらもうだめなんだ、命を落とすような事故があつてはだめなんだ、ということ。民間企業ではそのことを強く意識してよくやっていますよと。学校でもそれは当然のことではないかと。子どもはお客さんじゃないか、というご指摘だったと思います。

それにつきまして、学校では、避難訓練、防災訓練、事故に対する訓練を計画的に行っています。もう一つは、各教科の授業を通して、命の大切さということを中心に、相手を思いやる気持ち等を重視しながら指導しています。この2つが一緒になって、心の豊かさ、生きる力が生まれてくると考えております。

それから、学校教育というものは、民間企業での対策や取り組みに比べて、すぐ目に見える結果というものは非常に少ないと思います。今回の議会での教育長の答弁にも、教育の結果はすぐにあらわれるものではありませんと言った内容がありました。それは、危機管理にもつながると思います。

ですから私どもは、とにかく今、心をどうやって耕すのかということを中心にやっておりますが、すぐにこう変化しましたよと言えるものではありません。それは全教育課程の中でやっているというお答えしかできないんじゃないかと思えます。

それからもう一つ、ご指摘の、じゃあ今起きた場合どうするんだという、その指導體制につきましては、事故が起きたら、災害が起きたら、というマニュアルや連絡網をつくっております。今までも、何件か事件・事故が起きていますけれども、その場合は教育長を中心に間違いなく対応してまいりました。それは、一定型の組織をつくっているということではありませんが、それぞれに危機管理について自覚しておりますから、教育長をトップに各部長・課長が連携をとって動いているのは確かです。また、それをチェックするのはやはり教育長であり、私であり、部長であり、というような体制はできております。

今までのことで何か、お気づきの点がありましたら、ご指摘いただきまして、また改善を図っていきたいと思います。

【 委 員 】

今回の事件では、担任の先生が精神的に参ってしまったようです。そういうことに対して、精神的なフォローというのが少し足らなかったのではないかと思うのです。それは、

何か起こったときには児童・生徒や担任の先生も含めて、精神的なフォローも必要ですから、精神科のドクターも入れた緊急な連絡網とか関係プレーというのを今のうちから作っておいた方がいいのではないかと提案を申し上げたいと思います。

【教 育 長】

全くそのとおりだと思うのですが、この件だけではなくて、今言われている特別支援教育なども含めて、精神科の医師ですとか、子どもを中心に扱っている専門的な医師などを含めた組織を作らなくちゃいけないということは、教育委員会としても模索しているところです。この対応については、早期に、しかも慎重にやっていきたいということは考えております。

今度の事件で私なりに、新聞や報道されていることとは関係なく、3つほど問題点があるなと感じています。

1つは、1日の子どもたちや先生方の動きの中に、表に出てこない「隙間の時間」があるかなと思います。

それは、授業時間や登下校の時とかではなくて、何かから何かに移るところが、先生も精神的には、授業が終わりました、次は給食です。その中にちょっとほっとした、安堵感を抱く時間が必ず1日の中に何回かある。そういう時の事故を未然に防ぐためには、授業が終わった次の時間の間にちょっと死角になるところを見てあげるとか、そこに気を配るということが非常に大事じゃないかと思います。

それからもう一つは、メールや携帯についての指導もしなくてははいけません。要するに、メールというのは一方通行なので、自分の考えていることが全部そのとおりになるという錯覚に陥るのではないかなという気がします。学校においても、メールの意味や注意点などの指導も必要じゃないかなということも考えました。

3つ目は、少なくとも小学生、中学生までは家庭の教育というか援助というのが学校以上に必要だということをこれから市民の皆さんにも訴えていかななくちゃいけないかなと思いました。

当然、学校にいるときに起こった事故については学校の先生が責任持たなくちゃいけないということは当然ですし、先程お話した死角になる時間帯を先生方には徹底してチェックしてもらうことが必要だなというようなことで、この3つをいかにまとめようかと思っています。いずれにしても、早急に手を打たなくちゃいけないと考えております。学校として、教育委員会としてやれることは何かということを実際に考えていきたいと思っています。

【 委 員 】

例えば総合的な学習の時間に、心のケアの問題について、積極的にやるというような方向をとれないでしょうか。

というのは、子どもたちは仮面をかぶっているんですよ。大人がいたら仲良くやっているような顔をしている。それが本当に話し合える、ぶっつけ合えるという機会がないのではないですかね。学校でもしあるとすれば総合的な学習の時間かなと思ったのですが。心理学者が来るとか何かして、その仮面を外す方向なんかも考えていただきたいなと思うのですけれども。

【教 育 長】

総合的な学習とか道徳の時間とか、もちろんやることは大事です。けれども、そこで授業として組み立ててやると、その場はいい意見も出してくれるんです。けれども、自分がいじめを見たり遭ったりという体験のときの反応というか、応用力というのがないんです。

きのう、総合教育センターで初任者研修がありまして、講師は、皆さん方も見たと思いますけれども、「泥かぶら」の新制作座の方です。

講師の方が本当に心から初任者の先生方に、先生も俳優も同じだということ、どうやったら相手に心が伝わるかということを懇切丁寧に話してくれたのです。最後は1人1人実演させたということですが、新採の80人程の先生方全員が講師の話に感激して、拍手していました。

そのように、子どもたちにも感動を与えることがこれから必要ではないかと思います。船橋市は、音楽については盛んなのですが、芸術鑑賞の演劇などは少し弱いかもしれません。せめて学校を卒業するまでの間に、本当の演劇を見せてあげることが大事かなと思います。そういう感動、心の豊かさなどを体験させていかななくてはいけないということで、子どもたちに演劇鑑賞させることは必要かと考えております。

【委 員 長】

ほかに何かございますか。

【 委 員 】

2つお願いします。1つは今の関連で、教育長、とてもいいお話をしてくださった。けれども、そのお話を私たちこれだけしか聞かないわけなのですね。広くどうやってメッセージしていくかということがすごく大きな課題だと思います。

報告と一緒になるのですが、先月、5月28日に、私は全国市町村教育委員会連合会の会議に行ってきました。皆さんご存じのとおり、教育委員会のあり方ということを経済省が諮問しています。その話が参加者の中からも出ました。教育委員会というのは何のためにあるのか、何だかわからないままに戦後50年、約半世紀来ているという話と、それから生涯学習という中で、文化だとかそういうものは市長部局とか知事部局に任せて、教育委員会は学校だけやればいいのかではないかという意見もあるし、全部を首長のところ

に持って行って、学校教育部、生涯学習部、何とか局というふうにやった方がいいのではないかなというお話も出ているという報告がありました。早晚答申が出るわけですが、当事者である教育委員会に身を置く我々は、これからの社会の中で、教育委員会の役割というのは何なんだろうということを、今度の事件や何かも含めて、組織としてどういう役割を果たしていくべきところかということをもっと活発に議論したり、そのことを外に向けて言うていくことが必要だなと思いました。

私個人的には、教育の根底は家庭だと思っております。けれども、教育の根底が家庭だというときに、女性が働くこと＝マイナスという論議に持っていくのでは進展がないと考えているのです。教育者と家庭の人たちがもっともっとよいコミュニケーションを持って、子どもたちのために両方で何ができるかということを考えて実践する。本当に待たなしで実践する時だなしみじみ考えているところであります。

もう1つは、子どもたちの学力のことです。6月13日の朝日新聞に、学力テストの記事がかなり詳細に載っておりました。全国で60教育委員会がやって、そのうちほとんどのところが公表しているというような記事でしたけれども、千葉県は抽出や希望で実施という中に県として入っているんです。

船橋市のことでお話ししていただける範囲で、こんなやり方でやって、こんな結果でしたよということをちょっとお聞かせください。

【総合教育センター所長】

船橋市では、平成16年の2月20日に実施しております。実施した学年は、県と同じで、小学校は5年生で、教科は国語と社会と理科と算数の4教科です。

中学校は中学2年生で、国語、社会、数学、理科、英語の5教科です。

小学校では43校実施しました。中学校では20校実施しました。あとの小学校12校と中学校7校の19校はどうして実施しなかったかといいますと、国の教育課程の学力テストを行った17校、県の予備調査に協力した2校、の19校は除いたということです。

なぜ除いたかといいますと、国の方の実施が2月17日だったものですから、日にちが非常に近かったこと、あとの2校の県の予備調査は、私どもは今回、県と同じ問題でやりましたものですから問題が似通っているというようなことで、19校以外の63校で実施しております。

各学校から上がってきたものを、今全体で集計をやっとし終わったところです。これからこれを分析しまして、検討委員会を立ち上げて、その検討委員会の中でどのように公表するか、そしてどのような報告書をつくるかというようなことを検討していきたいと思っております。

県は8月ごろに公表する予定だというようなことで、県の動向を見ながら、県と連携しながら、公表については考えていきたいと思っております。

【 委 員 】

そうですか。わかりました。ありがとうございました。

【教 育 次 長】

今、学力検査の前に、委員から、我々に今何ができるのかというお話とPR云々というお話がありましたが、そのことについてお話ししたいと思います。

4月から今回まで、子どもたちについての危機意識・危機管理が叫ばれております。具体的には、声かけられたり引っ張り込まれたり、後ろから殴られたりという事件が続いたためです。登下校を含めて学校生活外の時間帯の危機管理ということで、4月から大々的に報道されております。そこで、学校や家庭・地域はそれぞれに対策を講じていますが、私たち教育委員会は、各課でこの危機管理についてどのような対応ができるのかということで、教育委員会の3部・10課の垣根を越えて定期的に会合を持って進めているところです。その中で、各学校単位の危険マップの作成についての案も出てきておりますので、もう少し待っていただきたいと思います。

次にPRの件ですが、昨年7月のこの会議で、教育センターの所報や青少年センターの月報について、こんな良いものをなぜ地域に配らないんだというご意見をいただきました。そこで、「今後検討していきます。」と答えたところ、「いや、協議だけで終わるんじゃないですか。」というお話も委員さんの中から出ておりました。ですけれども、教育センターと青少年センターでは、それを町会等へ回覧するために、今、自治会連合協議会などと連携をとって進めております。教育委員会は教育委員会なりに、少しずつ努力しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

【教 育 長】

学力テストについて、補足させていただきます。

委員からの学力についてのお話、そのとおりだと思います。船橋市でも、教育委員会として、公表や活用についてどのように進めていくか、国や県の動向を見ながらやっていると考えています。

5日制になって学力が下がったとか、何を基準にした学力かとかいろいろ論議はあるのですけれども、説明責任としてやるべきだと思います。ただ、その公表については、比較や優劣化を伴うものなので、慎重な対応が必要です。しかし、ある程度、学力についてきちんと基準を決めて、それに沿って、どの程度到達したかということをやるとは思います。ただ、そのためには各学校の先生方やPTAや保護者の方に理解を得ていく必要があります。

【委 員 長】

ほかに何かございますか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

それでは、ないようですので、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 午後3時40分